

新婚世帯家賃等補助金 交付について

受付期間 平成30年3月31日 まで

このしおりは、補助期間中、大切に保管してください。

(適宜変更する場合がありますので、最新情報はホームページをご覧ください。)

香川県宇多津町

♥制度の目的

宇多津町新婚世帯家賃補助制度は、町内への移住定住促進を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とするものです。

♥対象者

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦

♥新婚世帯の要件（下記すべてに該当すること）

- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに満40歳未満であること
- ・世帯全員が町内の民間賃貸住宅に居住し、その住所で住民登録をしていること
- ・夫婦どちらかが建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結していること
- ・家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等は除く）が月額3万円以上であること
- ・公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと
- ・世帯全員が町税、国民健康保険税および上下水道使用料を滞納していないこと
- ・家賃を滞納していないこと
- ・暴力団員でないこと、また暴力団の利益にならないこと

♥県外移住新婚世帯の要件（下記すべてに該当すること）

- ・上記の新婚世帯の要件を満たすこと
- ・申請者（賃貸契約者）が香川県外で3年以上在住した後、転勤、進学以外の目的で平成28年4月1日以降に香川県内に転入していること
- ・転入後、宇多津町に永住し、又は相当期間生活の本拠地を置くこと
- ・世帯全員が県税を滞納していないこと

♥対象住宅

宇多津町内の民間賃貸住宅（以下の住宅は対象外となります）

※町営住宅等の公的賃貸住宅

※社宅、官舎または寮等の事業主から貸与を受けた住宅

※夫婦の3親等内の親族が所有し、または賃貸借契約している住宅など

♥補助金額と対象期間

①新婚世帯

- ・家賃補助額は1世帯あたり月額1万円です。

※ただし、家賃から世帯員それぞれの勤務先の住宅手当を控除した額が1万円に満たない場合は、その金額となります（千円未満の金額は切り捨てる）。

- ・補助対象期間は、交付申請日の翌月から24月を限度とします。

※夫婦のいずれかが、過去に本制度による家賃補助を受けている場合は、その期間を除いた期間が対象となります。

②県外移住新婚世帯

- ・家賃補助と賃貸にかかる初期費用の補助が受けられます。
- ・家賃補助は、実質の家賃負担額の 2分の1 と 2万円 のいずれか低い額です。
- ・初期費用補助は、初期費用（礼金、手数料及び保証料の合計額）からこれらの額にかかる世帯員それぞれの勤務先の住宅手当を控除した額の2分の1 と6万円のいずれか低い額です。
- ・補助対象期間は、申請者（賃貸契約者）が香川県へ転入した翌月から24月を限度とします。ただし交付申請日の属する年度（4月から翌年3月まで）より以前の期間については交付対象外とします。

（例）平成28年10月に香川県に転入し、平成29年10月に本申請を行った場合、補助対象期間は、平成29年4月から平成30年10月までの19月となります。

※夫婦のいずれかが、過去に本制度による家賃補助を受けている場合は、その期間を除いた期間が対象となります。

《申請手続の手順》

♥交付申請

- ①前ページの要件を確認してください。
- ②交付申請書等を直接、受付窓口へ提出してください。郵送による受付は行いません。

提出書類

1. 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付申請書（様式第1号）
2. 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書
3. 世帯全員の住民票（続柄および世帯主を表示。発行日から1月以内のもの）
4. 住宅賃貸借契約書のコピー（契約者、家賃、家賃支払時期がわかるもの）
5. 世帯全員の町税、国民健康保険税、上下水道使用料の滞納がないことの証明書
（交付申請時点で取得できる最新のもの）
6. （※県外移住新婚世帯のみ）①世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（交付申請時点で取得できる最新のもの）、②県外に3年以上在住したことが分かる証明書、③誓約書等

◎注意事項

- ・申請手続きの際、申請書に捺印された印鑑を持参してください。
- ・提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・この補助金は、原則として課税対象です。所得税の確定申告または町県民税の申告が必要になる場合があります。
- ・本補助金の対象者要件の確認のため、申請に関し必要な情報を町職員が調査します。

♥交付決定

審査の結果、補助の対象となる方に「宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。

♥交付決定の変更

補助期間中、次のような場合は、すみやかに「宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更申請書（様式第3号）」に、必要書類を添えて提出してください。

- ・夫婦が離婚したとき、またはいずれかが死亡したとき
- ・夫婦またはいずれかが他の住宅へ転居したとき
- ・夫婦またはいずれかが住民登録を他の市区町村へ異動したとき
- ・家賃や住宅手当に変更が生じたとき
- ・勤務先に変更が生じたとき（就職、退職、転職など）
- ・貸主等に変更が生じたとき
- ・改姓、改名したとき
- ・生活保護による住宅扶助などの公的制度による家賃補助を受けたとき

変更の承認は、「宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更決定通知書（様式第4号）」により通知します。

♥更新手続

- ② 期間中は、年度ごとに更新手続が必要になります。
- ③ 4月末までに、交付更新申請書等を窓口へ提出してください。

添付書類

1. 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付更新申請書（様式第8号）
2. 世帯全員の住民票（続柄および世帯主を表示。発行日から1月以内のもの）
3. 住宅賃貸借契約書のコピー（契約者、家賃、家賃支払時期がわかるもの）
4. 世帯全員の町税、国民健康保険税、上下水道使用料の滞納がないことの証明書（交付申請時点で取得できる最新のもの）

★2～4については更新申請書の同意欄に同意した場合は、添付の必要はありません。

5. （※県外移住新婚世帯のみ）世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（交付申請時点で取得できる最新のもの）

○提出期間 4月末まで

◎注意事項

- ・郵送による受付は行いません。直接、受付窓口へ提出してください。

《補助金の請求と支払》

♥補助金の請求

①町から「宇多津町新婚世帯家賃等補助金実績報告書（様式第5号）」と「宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付請求書（様式第7号）」を送付します。

○送付時期 9月（4月～9月分）

3月（10月～翌年3月分）

※上記期間途中で補助期間が終了するときは、終了月に送付します。

②上記の「実績報告書」、「請求書」に以下の添付書類を添えて、窓口へ提出してください。

添付書類

1. 家賃支払い実績のコピー（領収書または通帳の写し等。報告時点で取得できる最新のもの）
2. 世帯全員の住宅手当支給証明書（共働きの世帯はそれぞれ必要）
3. 世帯全員の住民票（続柄および世帯主を表示。発行日から1月以内のもの）
4. 世帯全員の町税、国民健康保険税、上下水道使用料の滞納がないことの証明書（本報告時点で取得できる最新のもの）

★3、4については実績報告書の同意欄に同意した場合は、添付の必要はありません。

5. （※移住新婚世帯のみ）世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（本報告時点で取得できる最新のもの）

○提出期間 9月（4月～9月分）

3月（10月～翌年3月分）

◎郵送による受付は行いません。直接、受付窓口へ提出してください。

♥補助金の交付

補助金の交付は原則として年2回、口座振込とします。

○交付月 10月（4月～9月分）

4月（10月～翌年3月分）

※上記期間途中で補助期間が終了するときは、期間終了後、随時交付します。

♥交付決定の失効

- ・「補助対象世帯」および「補助対象住宅」の要件に該当しなくなったときは、その翌月から補助金交付決定の効力を失います。
- ・夫婦の双方または一方が本町に住民登録を有しなくなったときは、当該事由が生じた日が4月から9月であれば4月に、10月から3月であれば10月に遡って補助金交付決定の効力を失います。

♥補助金の返還

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただく場合があります。

♥問い合わせ先 宇多津町まちづくり課 TEL0877-49-8009

記入方法

申請者は賃貸借契約者（賃借人）です

宇多津町長 殿

申請者 住 所 宇多津町
氏 名
電話番号

印

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付申請書

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

企業名、部署、勤務先の電話番号

続柄	氏名 (フリガナ)	生年月日・年齢	勤務先・連絡先
申請者 (賃貸借契約者)		S . . H (. 歳)	TEL
配偶者		S . . H (. 歳)	TEL
同居者	(続柄) (. 歳)	(続柄) (. 歳)	

駐車場代込みの家賃の場合、
駐車場代分を差し引いて記入

婚姻日	年 月 日	
賃貸住宅の 契約内容等	契約締結年月日	年 月
	家賃 (A)	月額 円 ※駐車場使用料、共益費等を含まないこと
	住宅手当 (B)	月額 円
	家賃負担額 (A) - (B)	

※県外移住新婚世帯の対象となる方はこの欄も記入してください

【県外から移住され、県外移住者の要件を満たす方は以下も記入してください】

前住所等	申請者 (住所)	(期間) 年 月 ~ 年 月
	配偶者 (住所)	(期間) 年 月 ~ 年 月
賃貸住宅の 契約内容等	初期費用 (C)	円 ※礼金、手数料及び保証料の合計額
	住宅手当 (D)	円 ※初期費用に係るもの
	初期費用負担額 (C) - (D)	

町税、国民健康保険税 → 税務課 (完納証明書)
水道使用料 → 水道課 (水道料金納付済証明書)

〔添付書類〕

- 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書
- 世帯全員の住民票の写し (続柄及び世帯主を表示 発行日から1月以内に限る。)
- 住宅賃貸借契約書の写し (契約者、家賃及び家賃支払時期、※初期費用が分かるもの)
- 世帯全員の町税等 (町税、国民健康保険税、上下水道使用料) に滞納がないことの証明書 (交付申請時点で取得できる最新のもの)
- 【県外移住者】世帯全員の県税に滞納がないことの証明書 (交付申請時点で取得)
- 【県外移住者】戸籍附表、住民票の除票等の写し (県外に3年以上在住したことが分かるもの)
- 【県外移住者】言明書 ※5~7は、県外移住新婚世帯のみ必要です
- その他町長が必要と認められる書類

※県の納税証明書は、県庁
ほか中讃税務窓口センター
(坂出市)でも発行されます

記入方法

宇多津町長 殿

申請者 住 所 宇多津町

氏 名 ㊟

電話番号

宇多津町新婚世帯家賃等補助金実績報告書

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 宇多津町新婚世帯家賃等補助金の交付決定の内容のとおり、宇多津町内の民間賃貸住宅に居住し、以下の家賃等を支払いました。

2 支払った家賃等の金額

年 月	支払った家賃額(A) <small>(駐車場使用料、共益費等を含まず)</small>	住宅手当(B) <small>(世帯合計額)</small>	家賃負担額(A)-(B)
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円

対象期間分全て必要です

[添付書類]

- 家賃支払い実績の写し（領収書または通帳の写し等）
- 世帯全員の住宅手当支給証明書
- 【対象者】水道料を宇多津町以外（マンション事業者、他の市町等）に支払いしている世帯は、水道料の滞納がないことの証明書又は支払い実績の写し（実績報告時点で取得できる最新のもの）
- 【県外移住者】世帯全員の県税に滞納がないことの証明書

勤務先に記入してもらう書類です

3 初期費用【県外移住者が対象、1回限り】

支払日	初期費用(C) <small>(礼金、手数料、保証金等)</small>	住宅手当(D) <small>(初期費用にかかもの)</small>	初期費用負担額 (C)-(D)
年 月 日	円	円	円

※県の納税証明書は県外移住新婚世帯のみ

[添付書類]

- 初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し

※初期費用は県外移住新婚世帯のみ

申請者、配偶者 及び 同居者は、住民基本台帳、町税等（町税、国民健康保険税、水道使用料）の納付状況、賃貸住宅に関する情報及び住宅手当支給に関する情報について関係機関への事実確認の調査を行うことに同意します。

氏名 ㊟ 配偶者氏名 ㊟

同居者氏名 ㊟ 同居者氏名 ㊟ 同居者氏名 ㊟

記入方法

年 月 日

宇多津町長 殿

請求者 住 所 宇多津町

氏 名 印

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付請求書

年 月 日付で宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付決定通知を受けた補助事業について、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

口座名義は、申請者と同じ名前を記入して下さい

○上記の宇多津町新婚世帯家賃補助金は、次の金融機関口座に振込して下さい。

融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号	(フリガナ)
				口座名義
銀行 農協 金庫 信連	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

記入方法

年 月 日

【お勤めの方全員が対象】

お勤め先に記入・捺印いただき
ご提出ください。住宅手当支給
のあるなしに関わらず必要で
す。

住宅手当支給証明書

(給与等の支払者)

所在地

名称

印

氏名

担当部課名

電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します

記

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当支給状況

((1)、(2)、(3)のいずれかに○印をつけてください。)

(1) 支給済み または 支給予定

(家賃分)

____年____月分 ~ ____年____月分まで 住宅手当 月額____円

____年____月分 ~ ____年____月分まで 住宅手当 月額____円

(※初期費用分)

____年____月

住宅手当 1回____円(注1)

(注1) 礼金、手数料及び保証料にかかる住宅手当

(2) 住宅手当支給制度はあるが、対象者に支給していない

同上

____年____月 ~ ____年____月まで

(3) 住宅手当の制度自体がない

制度がない場合はこちらにマル

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)、(3)のいずれかに○印をつけ、その期間等を記入してください。支給済み(支給予定)場合は、その月額も記入してください。期間中に住宅支給月額が変更になった場合は、支給したすべての期間について住宅手当月額ごとに分けて記入してください。
- 3 住宅手当支給の有無にかかわらずこの証明書を提出してください。
- 4 給与所得者等が2人以上の場合は、この用紙をコピーして全員の証明を受けてください。

共働きの世帯は、それぞれ必要になります

更新用
4月末までに
申請が必要です

記入方法

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所 宇多津町
 氏 名
 電話番号

㊞

年度 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付更新申請書

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金交付の更新を申請します。

記

続柄	氏名(フリガナ)	生年月日・年齢	勤務先・連絡先
申請者 (賃貸借契約者)		S . . H (歳)	TEL
配偶者		S . . H (歳)	TEL
同居者	(続柄) (歳)	(続柄) (歳)	(続柄) (歳)

賃貸住宅の 契約内容等	現時点の契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	家賃(A)	月額	円 ※駐車場使用料、共益費等を含まないこと
	住宅手当(B)	月額	円
	家賃負担額(A)-(B)	月額	円

[添付書類]

1. 世帯全員の住民票の写し(続柄及び世帯主を表示 発行日から1月以内に限る。)
2. 住宅賃貸借契約書の写し(契約者、家賃及び家賃支払時期が分かるもの)
3. 世帯全員の町税等(町税、国民健康保険税、上下水道使用料)の滞納がないことの証明書(交付申請時点で取得できる最新のもの)
4. 【県外移住者】世帯全員の県税に滞納がないことの証明書(交付申請時点で取得できる最新のもの)
5. その他町長が必要と認める書類

※1~3については下記の事実確認の調査について同意した場合は、添付の必要はありません。ただし、3の水道使用料を宇多津町以外(マンション事業者、他の市町等)に支払いしている世帯は、水道使用料の滞納がないことの証明書又は支払い実績の写し(実績報告時点で取得できる最新のもの)が必要です。

申請者、配偶者及び同居者は、住民基本台帳、町税等の納付状況及び賃貸住宅に関する情報について関係機関への事実確認の調査を行うことに同意します。

氏名 ㊞ 配偶者氏名 ㊞

同居者氏名 ㊞ 同居者氏名 ㊞ 同居者氏名 ㊞

※【県外移住新婚世帯】の方

平成 年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号
配偶者 氏名 ⑩

宇多津町新婚世帯家賃等補助金誓約書

私たちは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる全ての要件を満たしており、宇多津町に定住します。
- 2 交付決定後の事情の変更により、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合や宇多津町に定住できなくなった場合は、ただちに宇多津町に申し出ます。

【問い合わせ先】

宇多津町まちづくり課

TEL 0877-49-8009